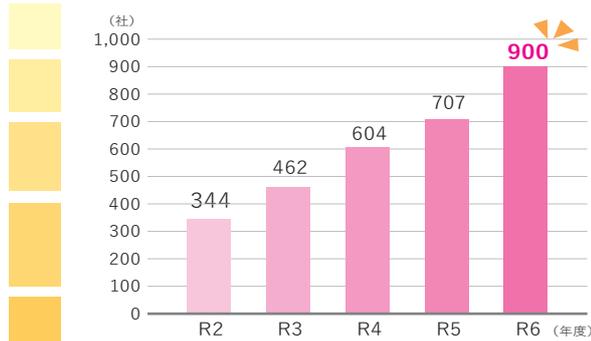




「健康事業所宣言」から始める「健康経営®」

従業員の健康を経営上の財産と捉え、積極的に従業員の健康づくりに取り組むことで、企業の成長を目指す「健康経営」という経営スタイルが、いま非常に注目されています。「健康経営」の第一歩として、まずは協会けんぽ徳島支部の「健康事業所宣言」へエントリーし、魅力的な職場を目指しませんか？

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。



従業員の健康づくりに取り組む事業所は
年々増えています！

協会けんぽ徳島支部の「健康事業所宣言」のエントリー事業所数は令和6年度末で**900社**になりました！

「健康事業所宣言」について
(協会けんぽ徳島支部HP)



必要事項を記入のうえFAXでご提出ください (FAX番号 : 088-602-0717)

健康事業所宣言エントリーシート

必須項目

- 被保険者 (35歳以上) の健診受診率を **80%以上** とする。
(40歳以上で協会けんぽの生活習慣病予防健診以外を受診している場合は、健診データを提供する。)
- 被保険者の特定保健指導実施率を対象者に対し、**30%以上** とする。

選択項目

1~23から取り組む項目を **1つ以上** 選択し、チェック してください。

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 全員でラジオ体操やストレッチをする | <input type="checkbox"/> 8. 食事の摂り方を従業員へ周知する |
| <input type="checkbox"/> 2. 階段を使うよう呼びかける | <input type="checkbox"/> 9. アルコールが与える体への影響を従業員へ周知する |
| <input type="checkbox"/> 3. アプリ等を活用した、ウォーキングの推奨 | <input type="checkbox"/> 10. 自動販売機の飲料を、無糖・低糖・低カロリーのものに変更する |
| <input type="checkbox"/> 4. 徒歩や自転車通勤を奨励する仕組みをつくる | <input type="checkbox"/> 11. その他 () |
| <input type="checkbox"/> 5. 職場に運動するスペースや器具を設置する | |
| <input type="checkbox"/> 6. 社内スポーツ大会等の運動イベントを開催する | |
| <input type="checkbox"/> 7. その他 () | |
| <input type="checkbox"/> 12. メンタルヘルスに関する情報提供を実施する | <input type="checkbox"/> 18. たばこの害を従業員へ周知する |
| <input type="checkbox"/> 13. 時間外勤務の抑制へ取り組む | <input type="checkbox"/> 19. 就業時間内の禁煙、喫煙時間を設ける |
| <input type="checkbox"/> 14. 休暇取得割合を増やすための計画・管理の徹底 | <input type="checkbox"/> 20. 研修や禁煙月間の設定をする |
| <input type="checkbox"/> 15. コミュニケーションが取りやすい社内環境の整備 | <input type="checkbox"/> 21. 建物内禁煙または建物内完全分煙を実施する |
| <input type="checkbox"/> 16. ストレスチェックを実施する | <input type="checkbox"/> 22. 屋外喫煙場所は、建物入口から10m以上離す |
| <input type="checkbox"/> 17. その他 () | <input type="checkbox"/> 23. その他 () |

事業所所在地 : _____ 宣言日 : 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

事業所名称 : _____ 連絡先電話番号 : _____

事業主氏名 : _____

ご担当者 (健康保険委員) 様
健康保険委員へ同時にご登録いたします。 氏名 : _____ 記号 : _____ 番号 : _____

メールマガジン登録用メールアドレス : _____ @ _____

事業所名、所在地等の情報について協会けんぽ徳島支部ホームページへの掲載を **希望しない場合は** チェックしてください。 →

メールマガジン
利用規約



※「健康事業所宣言」へのエントリー、「健康保険委員」へのご登録に際し、費用負担や行事・イベント等への強制参加は一切ございません。

R7.8納告

お薬を受け取る際は、

ジェネリック医薬品 を選びましょう!

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められている安価なお薬です。協会けんぽでは、加入者の皆さまの自己負担の軽減や医療保険財政にも効果をもたらすことから、ジェネリック医薬品の使用を促進しています。

ジェネリック医薬品の使用割合は年々上昇しています。使用割合には都道府県ごとに差があり、令和7年2月時点で徳島のジェネリック医薬品使用割合は**85.1%**。全国平均使用率89.1%まであと一歩です。

飲みやすく工夫されている製品もあります

小型化 小型化して飲みやすい錠剤に改良



剤形の変更 カプセル剤を錠剤に変更



味(苦み等)の改良 苦味を抑えた味に改良



先発品と効果・安全性は同じ

ジェネリック医薬品は、新薬(先発医薬品)と同一の有効成分を含み、**効き目や安全性が同等である**と厚生労働省が承認したお薬です。



先発品より安価

先発品に比べて**研究開発費を大幅に抑えることができるため価格を安く設定**することができます。

高血圧症の場合

高血圧症の代表的な薬を1日1回、1年間服用したと仮定。
※健保・国保(3割負担)



令和7年9月にジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします

お知らせをお送りする方

- ◆ 主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
- ◆ お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方
※加入者(被保険者)の方の住所へ直接送付いたします。すべての加入者様に通知されるものではありません。

お知らせの内容

先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合の、自己負担軽減可能額等をお知らせするものです。



ジェネリック医薬品の詳細はこちら



高齢受給者証の負担割合が現在「3割」となっている方へ

昨年の収入が一定の基準を下回る場合は一部負担金の割合が「**2割**」になります

医療機関における一部負担金の割合が現役並み所得者であるとして「**3割**」となっている方であっても、令和6年(2024年)中の収入が、以下の基準収入額未満である場合、申請により一部負担金の割合が「3割」から「2割」になります。

70歳以上の被扶養者を有する場合	70歳以上の被扶養者を有しない場合	(被保険者の収入が383万円以上の方のうち)旧被扶養者(※)を有する場合
(被扶養者の収入と合わせて) 520万円未満	383万円未満	(旧被扶養者の収入と合わせて) 520万円未満

制度の詳細や申請方法はこちら



(※)旧被扶養者とは、後期高齢者医療制度の被保険者となったことにより、被扶養者でなくなった方を言います。